

○国立大学法人筑波大学における個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する規則

〔平成27年10月27日〕
〔法人規則第42号〕

改正 平成29年法人規則第29号

平成31年法人規則第13号

令和4年法人規則第18号

令和5年法人規則第35号

国立大学法人筑波大学における個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する規則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第89条の2第2項の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 法人における特定個人情報等の取扱いについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。第7条において「個情法」という。）その他の法令等に別段の定めがあるもののほか、この法人規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この法人規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 法人の役員及び職員をいう。
- (2) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 本人 番号法第2条第6項に規定する本人をいう。
- (4) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (6) 個人番号関係事務 番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第3条 法人が個人番号を取り扱う事務の範囲は、次の表のとおりとする。

対象事務	事務の範囲
職員（扶養家族を含む。）に係る個人番号関係事務（右欄に関連する事務を含む。）	源泉徴収関連事務
	給与所得者の扶養控除等（異動）申告書、給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書作成関連事務
	給与支払報告書作成関連事務
	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書作成関連事務

	特別徴収への切替申請書作成関連事務
	退職手当金等受給者別支払調書作成関連事務
	退職所得に関する申告書作成関連事務
	財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書、届出書及び申込書作成関連事務
	健康保険、厚生年金、企業年金届出関連事務
	国民年金第3号届出関連事務
	共済関連事務
	健康保険、厚生年金、企業年金申請・請求関連事務
	雇用保険届出関連事務
	雇用保険申請関連事務
	雇用保険に関する証明書作成関連事務
職員以外の個人に係る個人番号関係事務（右欄に関連する事務を含む。）	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成関連事務
	配当及び剰余金の分配並びに基金利息に関する支払調書作成関連事務
	不動産の使用料等の支払調書作成関連事務
	不動産等の譲受けの対価の支払調書作成関連事務
	不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書作成関連事務
	共済関連事務

（特定個人情報の範囲）

第4条 法人が取り扱う特定個人情報の範囲は、前条に規定する個人番号を取り扱う事務において使用される個人番号及び個人番号と関連付けて管理される氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、電子メールアドレス等とする。

（組織体制）

第5条 法人に、特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、次に掲げる者を置く。

- (1) 総括責任者 法人における特定個人情報等の管理に関する業務を総括する任に当たる者をいい、国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和4年法人規則第17号。以下この条において「個人情報保護管理規則」という。）第4条に規定する個人情報総括保護管理者をもって充てる。
- (2) システム責任者 法人における特定個人情報等に係る情報システムを適切に管理する任に当たる者をいい、個人情報保護管理規則第5条に規定する個人情報システム管理者をもって充てる。
- (3) 保護責任者 法人における特定個人情報等を適切に管理する任に当たる者をいい、個人情報保護管理規則第6条に規定する個人情報保護管理者（事務職員である者に限る。）をもって充てる。
- (4) 事務取扱担当者 特定個人情報等を直接的に取り扱う事務に従事する者をいい、個人情報保護管理規則第6条に規定する個人情報保護担当者のうちから、保護責任者が指名する。
- (5) 監査責任者 法人における特定個人情報等の取扱いについて監査する任に当たる者をい

い、個人情報保護管理規則第7条に規定する監査責任者をもって充てる。

(総括責任者及び保護責任者の責務)

第6条 総括責任者及び保護責任者は、特定個人情報等がこの法人規則及び関連法令に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(事務取扱担当者の責務)

第7条 事務取扱担当者は、特定個人情報等を取り扱う業務に従事するに当たっては、番号法、個人情報法その他の関連法令、関係ガイドライン、この法人規則その他の法人規則等及び保護責任者の指示に従い、特定個人情報等の保護に十分な注意を払わなければならない。

2 事務取扱担当者は、特定個人情報等の漏えい等若しくは番号法、個人情報法その他の関連法令若しくはこの法人規則その他の法人規則等に違反している事実又は兆候を把握した場合には、速やかに保護責任者に報告しなければならない。

3 個人番号が記載された書類等を受領する事務取扱担当者は、できる限り速やかに当該書類等を提出先に受け渡すものとし、短期間の保管であっても施錠可能な保管庫に保管しなければならない。

(教育研修)

第8条 総括責任者は、保護責任者に対し、特定個人情報等の適正な管理のために教育研修への参加の機会を付与するとともに、研修の未受講者に対しては再受講の機会を付与する等必要な措置を講じなければならない。

2 総括責任者及び保護責任者は、事務取扱担当者に対し、特定個人情報等の適正な取扱いについての理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行わなければならない。

3 システム責任者は、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、特定個人情報等の適正な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関し必要な教育研修を行わなければならない。

(監査)

第9条 監査責任者は、法人が保有する特定個人情報等の適切な管理を検証するため、この法人規則に規定する措置の状況を含む法人における特定個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査(外部監査を含む。)を行い、その結果を総括責任者に報告しなければならない。

2 総括責任者は、前項の監査の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、特定個人情報の適切な管理のための措置を講ずるものとする。

(この法人規則に基づく運用状況の記録)

第10条 保護責任者は、この法人規則に基づく運用状況を確認するため、特定個人情報等の利用状況等を記録するとともにその記録を一定の期間保存し、定期に及び必要に応じ随時に分析等するための体制を整備するものとする。

2 保護責任者は、前項に規定する記録について、改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずるとともに、分析等を行うものとする。

(取扱状況の確認)

第11条 総括責任者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するため、次に掲げる項目を記載した帳簿を整備するものとする。

- (1) 特定個人情報ファイルの名称
- (2) 特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 特定個人情報ファイルの利用目的
- (4) 特定個人情報ファイルに記録される項目及び本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲
- (5) 特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報等の収集方法
- (6) 特定個人情報ファイルの削除又は廃棄の記録

2 前項に規定する帳簿には、特定個人情報等は記載してはならない。

(安全管理措置)

第12条 保護責任者は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他特定個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(電子媒体の取扱いの制限)

第13条 特定個人情報等を取り扱う情報システム又は特定個人情報等が記録された電子媒体を使用することができる組織は、総務部人事課及び財務部財務管理課に限るものとする。

(区域の管理)

第14条 システム管理者は、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域を明確にし、入退室管理及び当該区域に持ち込む機器等の制限等の措置を講じなければならない。

2 前条の組織における事務取扱担当者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、当該事務取扱担当者以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう、必要な措置を講じなければならない。

(アクセス制御)

第15条 システム管理者は、事務取扱担当者が情報システムを使用して個人番号関係事務を行う場合には、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するため、適切なアクセス制御を行うものとする。

(適正な取得)

第16条 職員は、偽りその他不正の手段により特定個人情報等を取得してはならない。

(利用目的の範囲)

第17条 特定個人情報等の利用目的は、第3条に規定する個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。

(利用目的の通知)

第18条 事務取扱担当者は、特定個人情報等を取得する場合には、本人にその利用目的を通知する。

2 事務取扱担当者は、特定個人情報等の利用目的の変更を要する場合には、当初の利用目的と

相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内に限り、本人への通知、公表又は明示を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報等を利用することができる。

(提供の求め等)

第19条 事務取扱担当者は、第3条に規定する個人番号を取り扱う事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の事務取扱担当者に対し、個人番号の提供を求めることができる。

2 職員は、前項に規定する個人番号の提供の求めに協力しなければならない。

(提供を求める時期)

第20条 事務取扱担当者は、第3条に規定する個人番号を取り扱う事務を処理するために必要がある時に、個人番号の提供を求めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、事務取扱担当者は、当該事務の発生が予想できた時点で、個人番号の提供を求めることができる。

(収集の制限)

第21条 職員は、第3条に規定する個人番号を取り扱う事務の範囲を超えて、特定個人情報等を収集してはならない。

(本人確認)

第22条 事務取扱担当者は、第19条の規定に基づき本人から個人番号を取得するに当たっては、番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行わなければならない。

2 職員は、前項に規定する本人確認に協力しなければならない。

(利用の制限)

第23条 事務取扱担当者は、第17条に規定する利用目的の範囲を超えて、特定個人情報等を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、事務取扱担当者は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合には、本人の同意の有無にかかわらず、利用目的を超えて特定個人情報等を利用することができる。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第24条 事務取扱担当者は、第3条に規定する個人番号を取り扱う事務を実施するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(正確性の確保)

第25条 事務取扱担当者は、特定個人情報等を、第18条の規定に基づき本人に通知等した利用目的の範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(保管の制限)

第26条 事務取扱担当者は、第3条に規定する個人番号を取り扱う事務の範囲を超えて、特定個人情報等を保管してはならないものとし、当該事務を処理する必要がある場合に限り、特定

個人情報等を保管し続けることができる。

- 2 事務取扱担当者は、所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、当該書類等だけでなく、特定個人情報等を取り扱う情報システム内においても特定個人情報等を保管することができる。
- 3 事務取扱担当者は、第22条の規定に基づく本人確認の際に提示を受けた本人確認書類の写し、法人が行政機関等に提出する法定調書の控え、当該法定調書を作成する上で本人から受領する個人番号が記載された申告書等を特定個人情報として保管するものとする。
- 4 前項に規定する書類等については、関連する所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間保管することができる。
- 5 個人番号が記載された書類等を保管（受領した書類等を提出先に受け渡すまでの短期間の保管を除く。）することができる組織は、総務部人事課及び財務部財務管理課に限るものとする。

（提供の制限）

第27条 事務取扱担当者は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無にかかわらず、特定個人情報等を第三者に提供してはならない。

（削除又は廃棄）

第28条 事務取扱担当者は、個人番号が記載された書類等について、当該個人番号を取り扱う事務を処理する必要がなくなった場合であってその保存期間が満了したときは、できる限り速やかに削除又は廃棄しなければならない。

- 2 前項の規定により書類等を削除又は廃棄したときは、その記録を保存するものとする。

（雑則）

第29条 この法人規則に定めるもののほか、特定個人情報等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規則は、平成27年10月27日から施行し、同年10月5日から適用する。

附 則（平29.8.31法人規則29号）

この法人規則は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平31.3.28法人規則13号）

この法人規則は、平成31年3月28日から施行する。ただし、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学における個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する規則第3条、第12条及び第26条第5項の規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令4.3.24法人規則18号）

この法人規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令5.7.27法人規則35号）

この法人規則は、令和5年7月27日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学における個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する規則の規定は、同年4月1日から

適用する。